

## 「時間外勤務及び休日の勤務に関する協定」の改定について（案）

### 1. 趣旨

働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、適正な時間外勤務の執行に資するため、「時間外勤務及び休日の勤務に関する協定」を改定する。

### 2. 改定の概要

- 平日と休日の時間外勤務を合算した時間数

平成30年度			→	令和元年度		
	原則	臨時的な特別の事情がある場合			原則	臨時的な特別の事情がある場合
1月	56時間以内	112時間以内		1月	45時間以内	100時間未満
1年	552時間以内	744時間以内		1年	360時間以内	720時間以内

※2箇月から6箇月の平均で80時間を  
超えることはできない

- 休日の時間外勤務時間数

令和元年度	
	臨時的な特別の事情がある場合
1日	23時間以内

### 3. 協定案

別紙の通り（平成31年3月29日締結の暫定版を全面的に改定する）

### 4. 実施時期

令和元年7月1日